

協働に向けてのガイドライン

～人と人との絆（きずな）
によるまちづくり～

扶 桑 町

行政と住民との協働の姿を目指して

協働の必要性

戦後わが国は、めざましい経済発展を遂げました。

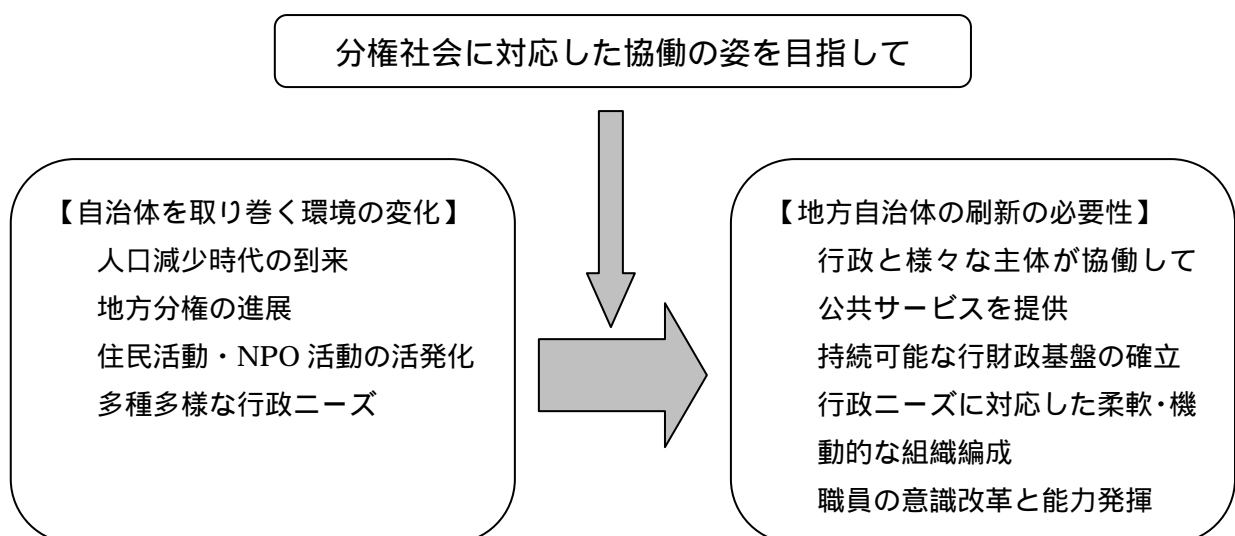
しかし、スピードの速い少子高齢化、期待できない経済の高度成長、住民の多様な価値観、厳しい財政状況等から生ずる諸課題に対応し、個性豊かな地域社会を形成するため、制度疲労した中央集権システムから地方分権システムへ変革しつつあります。

そして、分権社会に対応した自治体経営が求められ、住民あるいは各種自主組織と行政がパートナーシップを構築し、地域課題の解決に協働して取り組むことが必要とされています。

それは、環境問題、高齢化問題、交通安全、防犯問題など行政だけでは十分な解決ができない地域問題が生まれているからです。

このような状況の中で、人が生き生きとして地域社会に関わり、これからの自治体経営を持続可能なものとするためには、住民やNPO・ボランティア、民間企業など多様な主体が行政と協働して公共サービスを補完することがますます重要となってきています。

現在、各自治体がこの協働に取り組んでいる段階であり、当町もその方向を目指し、まずその第一歩を勇気をもって踏み出し、逐次充実を図っていく必要があります。

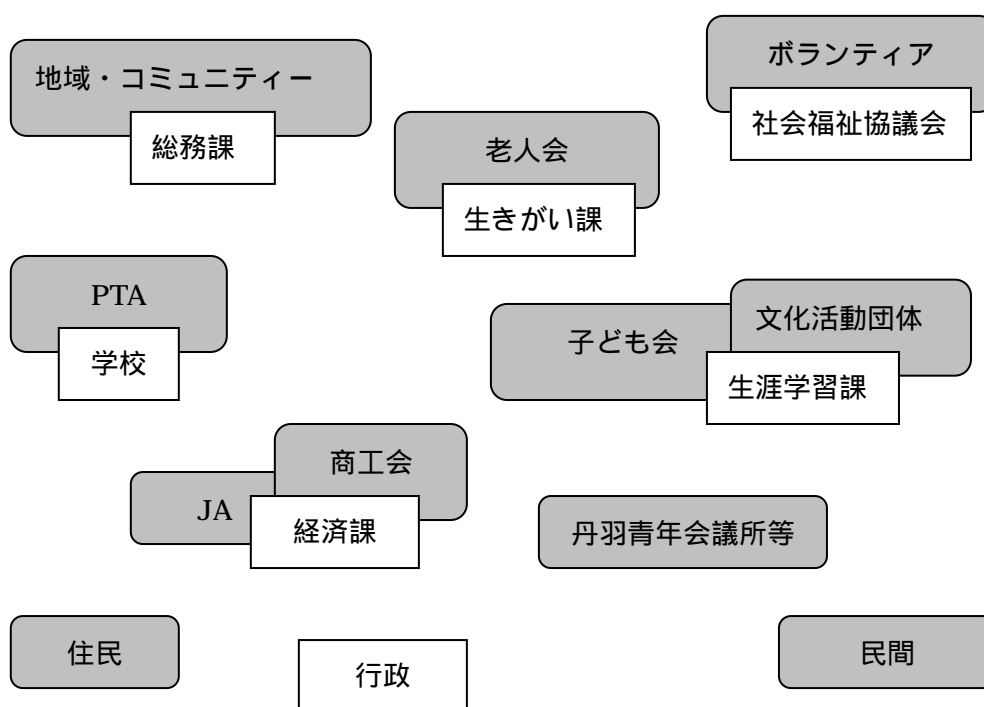


協働の定義

協働とは、「住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること。」と総務省は定義しています。

また、NPO との協働について、平成 18 年度に総務省がおこなった「地方自治体と NPO 等との協働推進に関する調査」において、「NPO と行政が、対等の関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること。さらに、その活動を通じて、相乗効果や住民自治力の向上が期待できること。」と示しています。

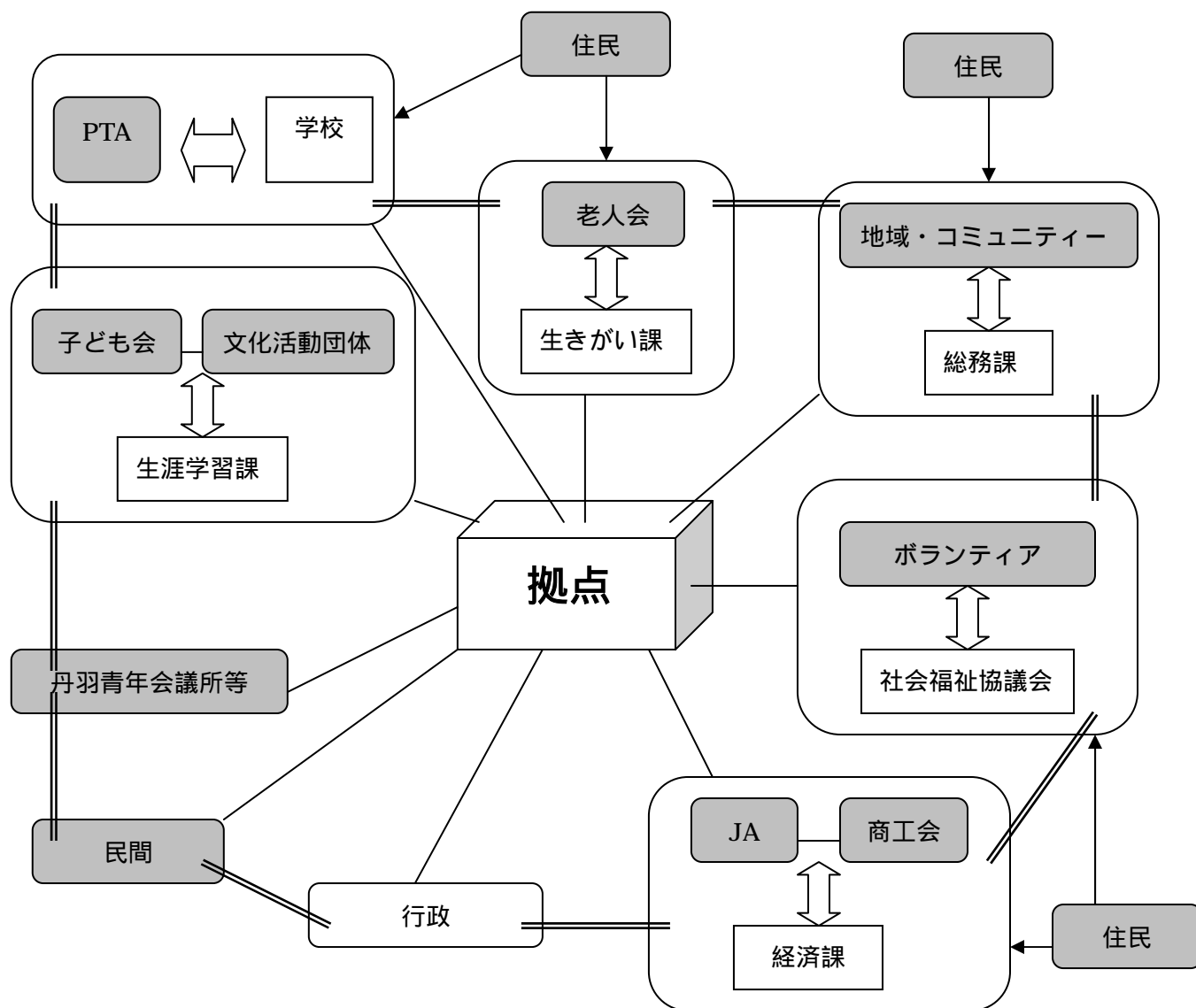
扶桑町における協働の現状



主体となる組織やそれを取り巻く組織が補完する姿になっていない。
主体となる組織間での情報が乏しい。
行政内においても縦割りで対応するため、協力体制ができていない。

このような状況を転換したい

協働のイメージ



バラバラなものをつなげていく。そのための拠点を持つ。

各団体は、拠点を利用し情報収集・情報発信・情報交換をすることにより現在の活動の幅を広げる。

行政、民間等は、団体の活動支援を推進し、公共サービスに各団体が寄与できる様々な機会を提供していく。

協働を推進するための基本方針

「公共サービス」の役割分担を考えていきます

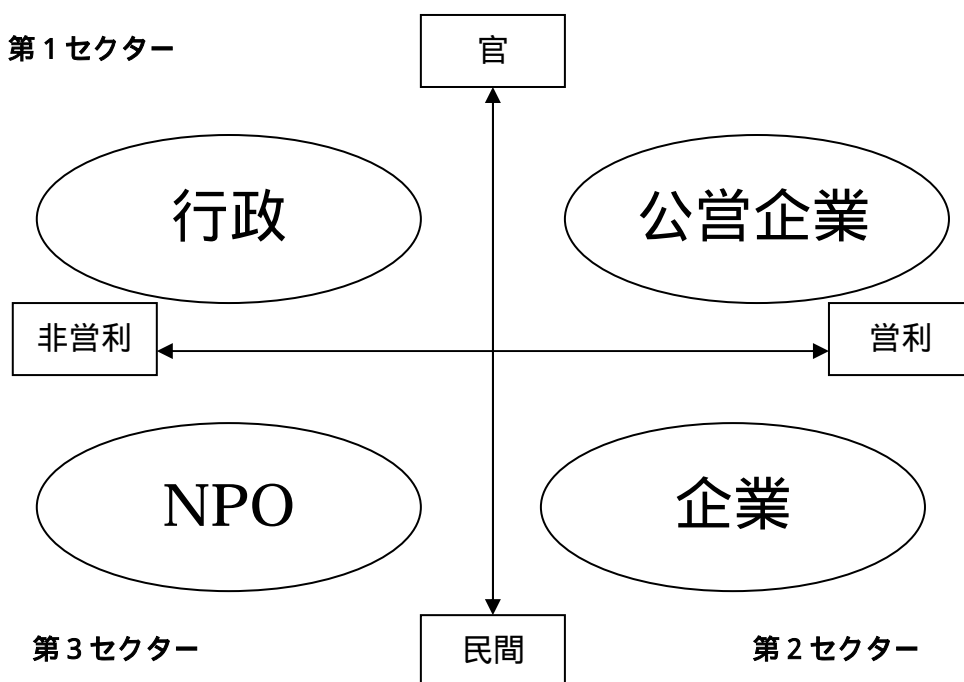
公共サービス、公益的活動は、行政の独占領域ではありません。また、行政のみで担っていけるものでもありません。

行政が行う公共サービスや公益活動は、公正性・公平性の立場から量的に多数の問題や課題に対応しており、現代社会の多様な問題に柔軟に対応するのは難しい状況となっています。

サービスの受け手としての住民が、住民活動に様々な形で参加するようになれば、地域における自主的・自発的な問題解決能力が高まるほか、地域社会が活性化することも期待できます。

このようなことから、町は、公共サービス、公益的活動について、それぞれの立場や特性等に応じた役割分担を行いつつ、住民活動団体等との協働を積極的かつ継続的に推進していきます。

3つのセクターの構図



(愛知県「地域協働促進事業」NPOと行政の協働促進セミナー 理解編 資料より)

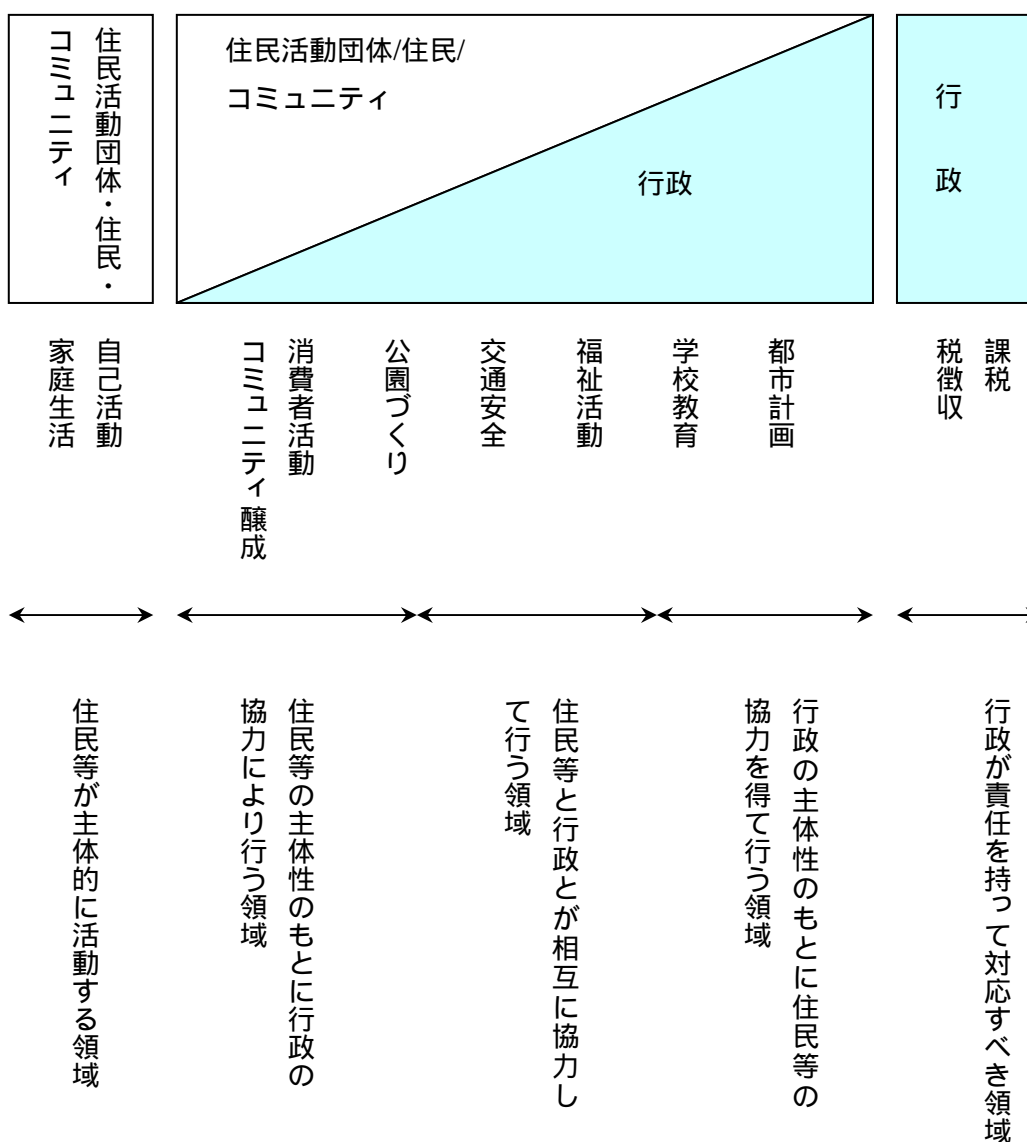
協働の領域を考えていきます

住民活動と行政は、お互いに公益な非営利の活動を行っているため、活動の領域で重なり合う部分があります。この領域において、お互いの特性を生かして協働を進めていくことが重要です。

そのために、町の各課の事務事業において住民活動団体と行政との協働の可能性について具体的に検討をしていかななくてはなりません。

住民活動団体と行政の領域

(愛知県「地域協働促進事業」NPOと行政の協働促進セミナー理解編資料を参考に作成)



上記の住民等とは、個人のみではなく住民活動団体やNPOなども含めています。

住民活動の拠点をつくります

町内では、多くの住民活動団体がすでにそれぞれの活動を展開しています。しかし、その活動は、個別である場合が多く、効果が十分でないこともあります。

個別の活動を多様な活動にするために、情報の収集や交換、提供などが必要となります。また、拠点を中心にネットワークを構築し、それぞれの活動をいろいろな団体が認識することにより、活動の理解を広めていくことも重要なことです。

昔、町内のあちらこちらで見受けられた「井戸端会議」。生活様式の変化により今では見る影もありません。「現代風井戸端会議場」として、住民活動の拠点を協働のしくみの中で考えていきます。

広く活動をPRしていきます

「協働って何?」「住民活動って何?」「私たちの活動をみんなに知ってもらいたい。」「募集したい」など知りたいこと、伝えたいこと、お知らせしたいことなど広報紙やホームページ、情報紙などを利用しPRしていきます。そして、情報を介し、住民活動の活性化を図っていきます。

住民活動及び協働の進め方

1. 住民活動に関する研究会（懇話会）の発足

住民による研究会（懇話会）を発足し、研究テーマなどを自主的に掲げ、その問題及び課題について解決方法を探っていきます。

2. 講座の開催

すでに活動している団体やこれから何か活動を考えている住民を中心に、これからの活動の幅を広げるための提案やアイデアの提供、きっかけづくりなどを目的とした講座を開催します。

3. 町職員に対する研修

協働は、住民と町が同じ目的のために対等に活動していくものという認識から、町職員は住民活動を理解し参加していかななくてはなりません。そのため研修や理解のための勉強会等を開催します。

4．活動の場の機会を提供

公共サービスや公共スペースは行政の独占領域ではありません。また、住民生活の多様化に伴い新しい公共の場というものも生まれてきました。

町は、こういったことを認識し、住民が自ら行う公益的な活動に対して理解し、活動の場や活動の機会を増やしていきます。

5．お気軽な相談場所

いろいろな情報はあってもやはり直接聞いてみないとわからない。そのために、窓口において住民活動やNPO、協働について住民の方にわかりやすく説明いたします。お気軽な相談場所を目指します。

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例の制定

平成17年4月に公表した「役場が変わるデッサン」において、重点施策に位置付けている「住民力の発揮」を具現化するための一つ的手段として、「扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例」を平成18年10月1日に施行しました。

(経過)

平成17年 5月15日(日)

「WAKU WAKUまちづくりフォーラム 扶桑町」を開催し、条例策定をスタートしました。

平成17年 7月 1日(金)

まちづくり研修会(幹部職員対象)を開催し、住民活動の役割と行動について、椋山女学園大学武長脩行教授の講義を受講しました。

平成17年 7月22日(金)・27日(水)・29日(金)

まちづくり研修会(課長補佐職以下対象)を開催し、職員が思う将来の扶桑町の検証を中京大学加藤武志先生の指導によりワークショップで実施しました。

平成17年 8月 9日(火)

第1回まちづくりクラブ

扶桑町のまちづくり政策を考える上での共通認識を持つためのオリエンテーションを開催しました。

平成17年10月11日(火)

第2回まちづくりクラブ

「まちづくり」に関する相互理解をテーマに開催しました。

平成17年11月30日(水)

第3回まちづくりクラブ

町の現状について共通認識を持つことをテーマに開催しました。

平成17年12月19日(月)

第4回まちづくりクラブ

町における「協働のまちづくり」の課題を抽出しました。

平成18年 1月20日(金)

第5回まちづくりクラブ

町における「協働のまちづくり」の課題を整理し、条例に向けた意見をまとめました。

平成18年 1月20日(金)・2月16日(木)

まちづくり研修会(プロジェクトチーム対象)を開催し、住民ニーズや意見から問題抽出や課題の整理を中京大学加藤武志先生の指導によりおこないました。

平成18年 3月 6日(月)

第6回まちづくりクラブ

まちづくりクラブ活動報告書のまとめをしました。

平成18年 3月24日(金)

まちづくりクラブ活動報告会

町長に、まちづくりクラブの活動を報告するとともに、条例制定に向けた意見として「まちづくりクラブ活動報告書」を提出しました。

平成18年 4月14日(金)

(仮称)扶桑町住民参加条例策定委員会設置

同時に策定作業を行う策定チームを設置しました。

平成18年 4月28日(金)

策定チームにより条例の検討を始めました。

平成18年 5月15日(月)

策定チームにより条例の概要をまとめました。

平成18年 5月19日(金)

(仮称)扶桑町住民参加条例策定委員会を開催しました。

平成18年 5月24日(水)

扶桑町議会総務文教常任委員会協議会において条例の方向性を報告しました。

平成18年 6月22日(木)

策定チームにより条例の原案を検討しました。

平成18年 7月 6日(木)

策定チームにより条例の原案を検討しました。

平成18年 7月13日(木)

(仮称)扶桑町住民参加条例策定委員会を開催しました。

平成18年 8月 2日(水)

扶桑町議会総務文教常任委員会協議会において条例の全体の特徴について説明しました。

平成18年 9月 27日(水)

扶桑町議会9月定例会において「扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例」が一部修正により可決されました。

平成18年10月 1日(日)

「扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例」が施行されました。

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例を簡単に説明すると

例えば、こんなことを考えている人がいます。

ひとは、「会社も定年になったし、会社での得た技能をこのまま終わらせるのももったいないなあ。」

他のひとは「町がやっている子育て支援ではまだ不十分。私たちがやった方がいいかもね。」

そして、「私もそう思っていましたよ。」と何人かの人が同調。

この人たちでグループをつくることになりました。

しかし、「集まって話をする場所がないな〜。」

「これからの活動をPRしたいが、チラシをつくるにも印刷機がないな〜。」

「協力してくれる人がいないかな〜。」

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例は、

- ・ 町内で公益的な活動をする団体の活動を応援します。
- ・ グループが5人以上で、活動内容が公益的なものであれば、町に「公益団体です。」という登録をすることができます。
- ・ 登録した団体は、役場の会議室や印刷機を利用することができます。

というようなことを規定しています。

また、このような自発的な考えで、自立的に公益的なことをする団体のための活動拠点をなるべく早いうちに町につくりなさいと規定しています。

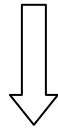
この拠点ができたら、町が管理するのではなくて、公益的なことをする団体が管理しなさいと規定しています。

そして、そのためのルールづくりもみんなで考えましょうと規定しています。

要するに、自発的に自主的に行われる公益的な活動を町は、「積極的に応援します。」と条例を制定しました。

公益的な活動とは、身近なことや地域の問題や課題と考えると理解しやすいと思います。

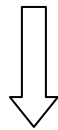
所管課における協働の進め方



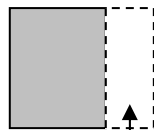
(協働できる仕事を考えてみる)



この仕事は、住民活動団体と協働できる仕事ではないか？
といった議論をA課はする。



これだけの仕事を協働しますよとA課は情報発信。



住民活動団体がこれだけの仕事を協働事業として受け入れることになった。

この部分は無理



これだけの仕事の役割分担が変わりました。

この考え方は、公共サービスや公共スペースは行政の独占領域ではなく、住民が自ら行う公益的な活動に対し、活動の場や機会を増やしていこうということです